

1. 平成23年第6回郡上市議会定例会議事日程（第4日）

平成23年9月15日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（21名）

1番	上村 悟	2番	田中 康久
3番	森 喜人	4番	田代 はつ江
5番	野田 龍雄	6番	鷺見 馨
7番	山田 忠平	8番	村瀬 弥治郎
9番	古川 文雄	10番	清水 正照
11番	上田 謙市	12番	武藤 忠樹
13番	尾村 忠雄	14番	渡辺 友三
15番	清水 敏夫	16番	川嶋 稔
17番	池田 喜八郎	18番	森藤 雅毅
19番	美谷添 生	20番	田中 和幸
21番	金子 智孝		

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置 敏明	副市長	鈴木 俊幸
教育長	青木 修	市長公室長	田中 義久
総務部長	服部 正光	健康福祉部長	布田 孝文
農林水産部長	野田 秀幸	商工観光部長	蓑島 由実
建設部長	武藤 五郎	環境水道部長	木下 好弘
教育次長	常平 毅	会計管理者	山下 正則

消 防 長	川 島 和 美	郡上市民病院 事 務 局 長	猪 島 敦
国保白鳥病院 事 務 局 長	日 置 良 一	郡 上 市 代 表 監 査 委 員	齋 藤 仁 司

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	池 場 康 晴	議 会 事 務 局 議 会 総 務 課 長	丸 井 秀 樹
議 会 事 務 局 議 会 総 務 課 長 補 佐	河 合 保 隆		

### ◎開議の宣告

○議長（池田喜八郎君） おはようございます。

議員各位には、連日の出務、御苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の遅参議員は、9番 古川文雄君であります。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、お目通しを願います。

(午前 9時30分)

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（池田喜八郎君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、会議録署名議員には21番 金子智孝君、1番 上村悟君を指名をいたします。

---

### ◎一般質問

○議長（池田喜八郎君） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いをいたします。

なお、質問の順序はあらかじめ抽せんにて決定をしております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いをいたします。答弁につきましては要領よくお答えされますようお願いをいたします。

---

### ◇ 田 中 康 久 君

○議長（池田喜八郎君） それでは、2番 田中康久君の質問を許可いたします。

2番 田中康久君。

○2番（田中康久君） おはようございます。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行います。大きく2点質問いたします。

1点目は、少し理念的な話をしたいと思いますが、第2ステージを終えようとしておる郡上市の地域経営の考え方、2点目は具体的に地域資源を生かした活性化への提言を行いたいと思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。

昨日も市長がおっしゃっておられましたが、平成25年以降が合併郡上の正念場ということであると私も思っております。私もいろんなところでこのことについてはお話をさせていただいておりますし、国からお金は減らされるけど大丈夫なんかと、この夏も市民の方から幾つか質問を受けたと

ころであります。

国の考え方としては、平成25年は合併10年であり、合併した自治体が本当の意味での一つの市となる時期ですよという年度であります。この時間的な側面から第2ステージ、合併郡上の第2ステージをとらえたら、七つの自治体が一つの自治体になる移行の時期ということが言えるというふうに思います。

そういった意味で、予算や財政は一昨日も答弁されておられますが、市長以下職員の方々の知恵と努力で公債費適正化計画に基づいて順調に推移をされており、改めて御尽力に敬意を表明したいというふうに思います。

そしてもう一つ、この第2ステージは、市民の方に合併して本当によかったなあと思っていたける、そういう郡上を建設するステージなんだというふうに思います。

そして、その中で大きな課題が、市長がよくおっしゃっておられる、一つの郡上と一つ一つの郡上をどうやって両立させていくかということにあるというふうに思います。

昨日もそれぞれの地域の個性が失われ、元気がなくなったのではないかという御指摘もございました。私は一つの郡上と一つ一つの郡上、それを両立させるには、合併とはスケールメリットを生かした可能性をふやすことなんだろう、そういった観点が大切なんだろうというふうに思います。

すなわち、それぞれの町村で取り組んできた比較優位がある取り組みを、財政的、人員も含めた物理的制約がある中で、それをそのままの形で残そうとするのではなくて、それを相互に結びつけて連携させ、ノウハウを共有させ、取り組みを広げていく。そしてまた、足りない部分は補完し合う、そういった観点があって初めてそれぞれの合併後の郡上市において旧町村の個性が真に生かされていくんだというふうに思っております。

市長が市民協働センターの意義について、それぞれの市民団体の活動の連携から新たな可能性を広げてほしいという答弁をされておりましたが、各町村のこれまでの特色ある取り組みも、各町村の特色も、まさに同じなんだろうというふうに思っております。

第三セクターを例にしますと、たしか平成21年度の議会答弁で、私の質問に対して市長は、「現在ある第三セクターを、地域経済の振興にお互いに連携をとりながら役立ってもらえるという観点から、統合調整をしてまいりたいと思っています」と答弁をされました。

例えば、さきに述べた観点から三セクの連携は、この第2ステージでどのように進んだのか、それぞれの三セクの可能性は広がったのか。

また、商工業の振興でいえば、わかりやすいのはチャレンジショップであると思います。八幡の観光客が多い地域で他の地域の方でも観光客相手に商売をするために援助を行うものでありますが、商工観光ビジョンでは、食のチャレンジショップを取り込むと位置づけておりますが、現在は余り進んでおられないように思います。八幡に観光客がふえることによって、高鷲の方が喜び、美並の

方が喜び、そういった可能性をふやす取り組みというのが観光商工業の分野で、第2ステージはどのように進んだのでしょうか。

白鳥の白山文化の集客数は大和の古今伝授とつながることによってふえていく。そういった観点を持って合併の意義をとらえて事業を進めてこられたのか、成果は出たのでしょうか。

私は、一つの郡上と一つ一つの郡上を両立させるには、相互が連携、つながったクラスター型の郡上づくりにあるんだというふうに思います。市長の考え方と今申し上げた観点から第2ステージの成果についてお尋ねをいたします。お願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） それでは、田中康久君の質問に答弁を求めます。

日置市長。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、昨日は上村議員さんのほうから合併をしたわけであるけれども、一つ一つの旧町村の特色、魅力をそがないで生かしていくべきだと、こういう御趣旨のお話があり、私もそうした面に重点を置いてお話をさせていただきました。

きょうはまた、もちろんそれと正反対というわけではなく、むしろそうした個性のある七つの地域の特色を生かした連携を図ることによって、せっかく一緒になった郡上市という規模のメリットといえますか、そうしたものをどう生かしているのかと、こういう御質問でございます。

合併をしたことによってどうなったのかということでもありますけれども、それは私は、端的に言えばそれぞれのいろいろな活動のフィールドが広がったということ、そこが我がまちであると、郡上市全体が我がまちであるという形でのそれぞれのフィールドが広がったということと、それからもう一つは、それまでは個々の町村で活動しておられたプレーヤーが今度は活動の担い手が、これもまた郡上市全体を見ながら活動することができるようになったという、そういうことではないかというふうに思います。

したがって、そういう議員御指摘のスケールメリットというものを十分生かしていく取り組みが非常に必要であるということであるわけでございまして、私は、特に先ほども御指摘がありましたように、郡上市という形で一つのまちになった、フィールドが広がった中でプレーをしておられる、例えば第三セクター等の連携を図っていきたいということを申し上げたわけでございます。

なかなか成果という形で多大の成果を上げているというところまではまだ行っていないかもしれませんが、例えば活動の一つの一端をひとつ御紹介しますと、これは昨年平成22年の2月にそれを設立をしたわけでございますが、名称は東海北陸自動車道の活用推進協議会という形で、市ももちろん中へ入りまして、東海北陸自動車道のサービスエリア、あるいはパーキングエリア内で営業をしております美並から順番に行きますと、ネーブルみなみ、それから大和の大和総合開発株式会社、それからひるがののサービスエリアでやっております株式会社ハイウェイたかす、こういったところが一つの協議会をつくって、そしていわばお互いに連携し合えることはないかと、あるいは例え

ばそのほかいろいろサービスエリア、ハイウェイ、それからパーキングエリアの運営に当たっては、例えばNE XCO、いわゆる中日本高速道路株式会社等と色々な交渉事しなければいけないというようなことで、一緒になって当たっているというようなことが現実でございます。

そしてそういう中で、例えばささやかなものでありますけれども、大和総合開発株式会社でつくっているアイスクリームをひるがののサービスエリアで売るように出しているというような、いわば地域特産品を分断されてる、その地域その地域だけでやるんじゃなしに、例えば非常に立ち寄り客の多いひるがののサービスエリアで売ってもらうというようなことでございますが、こうした動きをしておるわけでして、これが今後の連携の大きな面になって座っていければというふうに思っておるところでございます。

それから、こうしたことの例としては、例えば昨年、大和でつくりました郡上旬彩館やまとの朝市、ここでは従来は大和だけに限定をされますと、約180軒ぐらいの農家が一つの朝市組合をつかって産物を出しておったわけでございますが、現在は大和に限らずこれを郡上市一円に広げておりますので、約300戸の農家がやまとの朝市を一つの郡上のああいふ朝市の中核拠点として、そこへ品物を出していただいているというような事例もあるわけでございます。

それから、特に観光面におきましては、現在も組織形態としては七つの観光協会があり、その上に連合体としての観光連盟というものが乗っかっているわけでございますが、合併をしてからの郡上市観光連盟というものの動きは従来に比べて格段に強くなっているというふうに思います。

郡上おどりと白鳥おどりを郡上の踊りということで、あわせていろんな大都市地域あるいは北陸等へのキャンペーンに行くとか、あるいはウインターリゾートとしてのスキーについても、郡上市一円のスキー場を一緒になってPRに出かけたりとか、あるいは海外誘客についても、全体で郡上市の魅力売り込みながら海外のお客さんを誘致していると、こういうようなことでございます。

そのほか、例えば一つのこれも例でございますが、高鷲の観光協会と白鳥の観光協会が一緒になって大日ヶ岳のトレッキングコースというようなことで、非常にそこへ愛好家を呼んで、そうしたコースのPRに努めているというようなこともございます。

そのほか、例えば商工会の動き等では、職の祭典——「しょく」というのは「職業」の「職」のほうの祭典ですが、いわゆるビジネス・サミットというようなことを郡上市の総力を挙げてやるとか、あるいはこれも郡上の調理師会であるとか、そういったところが先日も行われましたが、3回目になりましたけども、「食の祭典 i n ぎふ郡上」というようなものを始めているといったようなことで、こうした動きは、新しい動きは、精神的にも郡上市が一つになったという形の中で生まれて育ちつつあるものであるというふうに思っておるわけでございます。

そのほか、例えば八幡の産業振興公社では、八幡だけに限定するとそういうことはできないわけでございますが、郡上市それぞれの特産品を七色セットという形で一つのセットにして売っている

というような工夫もされておるわけでございます。

また、例えば、東京都の港区青山との交流というようなものも、八幡町と港区青山との交流ということから、郡上市と港区の交流という形の中で、例えば子どもたちの交流というような形になりますと、東京の子どもたちが単に八幡だけに訪れて体験をしていくわけではなくて、八幡のもちろんこうした魅力のある城下町の魅力というようなものも体験していきませんが、今子どもたちの多くは明宝まで行って、そこで非常に大きな自然体験をします。こうしたことができるのも、郡上市が一つになったということではないかというふうに思っておるところでございます。

幾つか事例を申し上げましたけれども、まだまだ十分スケールメリットというものを、あるいは多様な魅力を持った七つの地域が一緒になったことを、決してまだ十分生かし切れているというわけではありませんので、今までの段階で育ってきたこういう目をさらに大切にしながら、今後に結びつけていくというようなことを考えているところでございます。

(2番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 田中康久君。

○2番（田中康久君） 私はよく思いますには、有名なせりふですけど、「変わらないでいるためには変わらなければならない」というようなせりふがございまして。まさに今の、昔のままではできないけれども、それを残していくためにはまさに新しいステージで、新しい挑戦で七つの町村がそれぞれの個性を発揮できる一つの郡上市をつくっていただければというふうに思います。

そして市民の方がそういった可能性を見ながら認識して、初めてああ本当に郡上市として合併してよかったなと思えて、さらにそれが郡上市民としての一体感を本当の意味でつくっていくんだというふうに思いますので、どうぞよろしく願いたいというふうに思います。

それでは次に、具体的に質問をいたします。

郡上の地域資源を生かした取り組みとして、特に森林を対象としたカーボンオフセットとJ—VERについてであります。

カーボンオフセットは、私たちの日常生活で排出削減、努力しても排出せざるを得ない分を森林による吸収量やクリーンエネルギーによる排出量減量で相殺するもので、市民や企業が環境問題に取り組む手段として考えられている制度であります。

また、環境省は、平成20年11月よりカーボンオフセットの普及発展のために、J—VER制度を発足させました。J—VERのJはジャパンのJであります。先ほど申し上げました自分で排出抑制できない排出量をほかで吸収してもらう。その吸収してくれた量をクレジット化してお金を払う。このクレジットをVERといいます。それがJ—VER制度の概要でございます。

平成21年3月には、間伐、植林等の森林整備による二酸化炭素吸収量を認証する森林管理プロジェクトが本制度の対象として位置づけられました。つまり、間伐促進プロジェクト、植林プロジェ

クトであります。

これにより、本制度のもとで間伐等の実施による森林吸収量を認証クレジット化し、カーボンオフセットに使用することができるようになっております。幾つかの自治体も取り組まれておりますし、また岐阜県では、県営水道を利用した小水力発電がJ—VERに登録をされております。この制度のねらいは、森林整備、環境対策とともに、まさに郡上のような山村地域、中山間地域の発展にあるというふうに思っております。

森林整備を進めていくのにさまざまな課題がございますが、課題の一つは経済的な問題であります。要するに森林を適切に管理していくにはお金がかかるわけであります。郡上の森林は、郡上の資源でもあります。同時に日本の、日本人の資源であり、財産でもございます。

豊かな森林資源を持つ郡上市が、県の、全国のプロンプランナーとして森林吸収源を経済的に活用する方策に乗り出すべきだというふうに思っております。そこでまず、現在の市の取り組み状況について質問をいたしたいと思っております。

初めに、今年度から始まったカーボンオフセットの調査研究事業について、どのような現状であるか、市長公室長にお尋ねをいたします。お願いします。

○議長（池田喜八郎君） 田中市長公室長。

○市長公室長（田中義久君） カーボンオフセットに関しましての郡上市の取り組みに係るこの御質問につきましてお答えをいたします。

森林活用に係る先進自治体の事例を見聞きする中で、市域の9割を超える面積を森林に抱かれております郡上市におきましても、森林整備が環境対策となり、また環境対策が地域経済に効果を持つ森林活用につながる方途はないものかと、こういうふうな願いで本年度調査事業に取り組むこととしておるところでございます。

そこで、ことし6月に環境水道部の環境課、農林水産部林務課、総務部財務課、そして市長公室企画課の4課でこのカーボンオフセットに関する職員研究会を設けたわけであります。

その中で、オフセットの取り組みや、あるいは地球温暖化防止対策に係る内容についての勉強を行わせていただいております。多岐にわたるカーボンオフセットのこの取り組みから森林資源を活用したクレジットの活用など、ある程度テーマを絞りながら検討をしておるというような現状です。

この春、平成23年4月の段階でJ—VER制度に登録されておりますプロジェクトの件数は全国で100件、そしてこのうちで51件のプロジェクトでオフセットクレジットの認証が行われているというふうにされておりますけれども、この仕組みが複雑であります。

また同時に、認証コストも決して安価ではない状況があります。そういうことを踏まえながら、郡上市にとりましては、この郡上市自身の二酸化炭素使用量の増大に対する森林整備等による郡上

市内での相殺、いわゆるオフセット、この問題が一つで、そしてその余剰クレジットを対外的に活用するというふうなイメージになりますので、十分この点を専門的に、そして制度を詳細に検討をしながらこの活用が郡上市としてできるかどうか研究をさしていただきながら、考え方をまとめていかなければいけないというふうに思っております。よろしくお願ひいたします。

(2番議員挙手)

○議長(池田喜八郎君) 田中康久君。

○2番(田中康久君) 次に、おととしでしたか、新宿区と長野県の伊那市の取り組みをここで御紹介いたしまして、港区と郡上の森林協定をここで提案をいたしました。港区と郡上市を含む幾つかの自治体で「みなと森と水ネットワーク会議」など開催されておると思ひます。

港区との森林を通じた取り組みがどのような現状であるか、農林水産部長にお尋ねをいたします。お願ひいたします。

○議長(池田喜八郎君) 野田農林水産部長。

○農林水産部長(野田秀幸君) ただいまの質問にお答えをさせていただきますと思ひます。

郡上市と友好都市提携を結んでおります東京の港区でございますが、全国初の試みでございます「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度」という制度を今取り組んでおります。この制度につきましては、港区の中で一定規模以上の施設を建設する場合、この一定規模というのは延べ床面積が5,000平米以上の建物ということになっておりますけれども、こういったものを建設する場合に、内装材とか構造材とか、こういったものに国産材を積極的に使用することといたしまして、この木材の使用量に応じた二酸化炭素の固定量というのを港区が認証する制度ということでございます。

港区内での二酸化炭素の固定量の増加と協定している自治体での森林整備による二酸化炭素吸収量の増加を図り、地球温暖化防止に貢献することを目的としております。

いわゆる木が成長するときに二酸化炭素を吸収いたしまして、それを木材のままで港区で使うということで、それを木材として二酸化炭素を固定すると。また、山のほうにおきましては、木材を使っただけによりまして、二酸化炭素の吸収量をさらにまた増加を図るんだというようなことで、これが地球温暖化の防止に貢献するんだというようなことでやっておる制度でございます。

この際に使用する木材といたしましては、港区と協定を締結した自治体から提供される仕組みであるということから、郡上市としても今の、ただいまの認証制度につきまして賛同をいたしまして、郡上市から生産される木材の利用促進も期待をいたしまして、本年の2月9日に港区と協定を締結いたしております。

当初、全国ではこの協定は23の自治体と港区が提携を結んでおります。その後、9自治体が追加をされまして、現在では32の自治体と港区が提携をいたしております。岐阜県内におきましては、本市のほかには高山市と東白川村が協定を締結いたしております。

この制度につきましては、ことしの10月から開始をされる予定でございます。このため、郡上市から生産された木材とか木製品を港区へ提供する業者を募集いたしましたところ、現在までに郡上市からは7業者が登録をいたしておりまして、登録業者が取り扱う木材のサンプル等を港区へ今提出をしております、制度に向けて具体的な対応を行っているところでございますので、よろしくお願いたします。

(2番議員挙手)

○議長(池田喜八郎君) 田中康久君。

○2番(田中康久君) ありがとうございます。現状について両部長より詳細な答弁をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、今後について市長にお伺いをいたします。先ほど申し上げましたけれども、カーボンオフセット、J-VERは、郡上の地域資源の最たるものの一つである森林を用いて資金を呼び込み、それを還流させるものであります。

さらには、今議会でも議論になりました自然エネルギーにも対象が広がっていく可能性があるものであると思います。そして、それによって1次産業から2次産業、オフセット・ツーリズムといった3次産業まで、幅広く産業振興をねらう一種のロマンがある取り組みであろうかなあというふうに思っております。市長の御所見と今後の方向性についてお伺いをいたします。お願いたします。

○議長(池田喜八郎君) 日置市長。

○市長(日置敏明君) このカーボンオフセット、そしてそれを森林のCO<sub>2</sub>の吸収ということに着目したカーボンオフセットということ、そしてその一つの具体的な仕組みとして、環境庁が主導しました御指摘のJ-VER制度という制度があるわけでございますが、これについて今後どうして取り組んでいくかと、こういうことでございます。

先ほど田中室長のほうから申し上げましたように、今職員によっていろいろな課題を研究いたしているところでございます。既にいろいろな自治体でこれが取り上げられて、実際に実行されておりますので、何をぐずぐずしておるのかという感じもあるかもしれませんが、いろいろと制度の詳細を勉強しながら郡上市としてどうすべきかということを検討しているところでございます。

私もよく顔を合わせるんですけども、いろんな会議のときに、三重県の例えば大台町というところがございまして、そうしたところで町有林を既にそういうクレジット制度を活用して、実際に今そういう形でクレジットの買い取り手が見つかって、話が成立しているというような事例も聞いているところでございます。

例えば、一つの考え方として、郡上市のまずは市有林でございますが、郡上市有林の中でそうした機能をよく果たす森林の林分を選んで、例えばそれを認証してもらって、こうしたJ-VER制

度というようなものに乗っけていくという考え方ができるのではないかと思いますので、よく検討を進めてまいりたいというふうに思います。

ただ私、このカーボンオフセット、森林によるカーボンオフセットについて、あるいはカーボンオフセットという制度全体について、少し今後の発展性という意味では幾つか課題があるなということを感じております。

それは、一つは現在のカーボンオフセット、そういう形でクレジット化されたものをいろいろな企業であるとか、そういったところを買っておられるわけでありませけれども、現在は一定のCO<sub>2</sub>の削減目標に向かって、全部が全部というわけではありませんが、かなり大きなCO<sub>2</sub>の排出をする事業を営んでいる企業等に対して、そういう排出の一定の個々の排出の削減の義務を課して、そして、それが自分のところで削減できなければカーボンオフセットへ向かうという形で買い取りを義務化するとかというような、まだ制度はできておりません。

現在やっているのは、あくまでも各企業の任意の社会貢献活動という形でなされているわけですので、その広がり、こういうものは非常に今後クレジットのほうを供給する側はたくさんそういう形でそういうところへ入り込んでいったとしても、それを買取る側のほうが果たしてついてきてくれるのかなというようなことが一つの課題ではないかというふうに思っております。

また、片一方、実態としてそういう制度を活用して炭酸ガスの吸収ということをやるとはいいけれども、それが片一方はそれを買ったから一定のCO<sub>2</sub>の削減量は免れるという形になるわけですが、そういうお金のやりとりの中で本当に地球環境の全体としてCO<sub>2</sub>が純粋にどれだけ削減されるのかなというあたりのところも、この制度の中には少し私としてはまだ完全に理解をし切っていないところがございますので、よく勉強してまいりたいというふうに思っております。

それから、昨今、特に原子力発電所のあいう事故に関連をして、エネルギー政策というものが議論される中で、従来からの原子力発電所はいわばCO<sub>2</sub>を出さないクリーンエネルギーだということと言われて、原子力発電所というものに依存する政策に大きく日本はかじを切ってきたわけなんです、そういう議論の中で、今一部の学者の中で、地球温暖化のいわば真犯人といいますが、本当の原因は必ずしもCO<sub>2</sub>ではないのではないかという議論がございます。

確かに地球が温暖化するという現象とCO<sub>2</sub>濃度が地球全体で上がっているという両方の現象は随伴して認められるけれども、因果関係はCO<sub>2</sub>がふえるから温暖化しているのか、温暖化しているからCO<sub>2</sub>がふえてるのかといったあたりのところは、今世界的な学者の中で論争が起きておりました、こうしたものの行方というものも、このカーボンオフセットの今後の成り行きの中では大きな要素になってくるのではないかというようなことが考えられます。そういう幾つかの課題がありますが、しかし、郡上市としてどのように対応していくかということを考えていきたいと思っております。

また、このカーボンオフセットというやり方だけでなく、これも前々からお話はされてきているわけですが、例のブラザーの森というような形で、企業さんに郡上市内の森づくりという形で社会貢献をしていただくと、こういう制度によって郡上の森林資源というものを外部から資金を導入しながら活用していくというか、こういうクレジット制度によるものだけでなく、他の方法もまた、現在のブラザーの森等を一つの先行事例として取り組んでいく必要があるのではないかというようなことを考えております。

いろいろ申し上げましたけども、現在、職員が鋭意この問題について研究をしておりますので、その研究成果を待ちながら対応してまいりたいというふうに思っております。

(2番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 田中康久君。

○2番（田中康久君） さまざまに課題があると思いますし、その課題どれもが郡上市だけで解決できるような問題でもございませんので、郡上市にとっていいような解決の方向に導かれればいいなというふうに思いました。

ぜひ種まく予算を、それこそ市長がきのうおっしゃいましたけど、種まく予算をつくっていただきたいと思います。この投資がさらに2年後、5年後、10年後には花が開くような、そういった種まく予算をつくっていただきたいというふうに思います。向こう傷は問いませんので、どうぞよろしく願いいたしたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（池田喜八郎君） 以上で田中康久君の質問を終了いたします。

---

#### ◇ 尾 村 忠 雄 君

○議長（池田喜八郎君） 続きまして、13番 尾村忠雄君の質問を許可いたします。

13番 尾村忠雄君。

○13番（尾村忠雄君） 一般質問も3日目ということで、私は、今回は観光振興について、2点について質問をさせていただきますけれども、同僚議員からこの件について質問がありましたけれども、私なりの質問をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず初めに、都会と郡上市との里山交流事業の一つであります民泊についてお伺いをいたします。

さて、昨今全国的にも、にわかにと申しますか、注目を浴びてきているのが、この民泊事業ではないかと思っております。私がこの民泊についてネットで調べたところによりますと、民泊とは、郷土の雰囲気を感じることができ、自然と共存する人々の経験と知恵を四季折々の農村体験を通じて触れ合うことのできる農家民宿、今こうした農山村に息づく多様な風土、また、人との触れ合いが都会で生活する人々にとって主要な経験として、注目を浴びているところであります。

このことは、中山間地であります郡上市を考えたとき、自然と共存する人々の経験と知恵、四季折々の農山村体験と触れ合い、また、農家民宿に宿泊し、収穫作業などをともにやり、郷土料理を味わいながら田舎の暮らしに触れ合う体験などが、まさに郡上市の地の利を生かした事業につながることを思っております。

こういったことを踏まえ、早速郡上市観光連盟が主となり、市内の観光協会が手を取り合って事業実施に取り組んでいただいております。

私は、白鳥町内で学生の民泊を受け入れていただいた方にお話を聞いたところ、「中学生の宿泊でいろいろと不安もあったが、かえって大きな感動を与えていただき、自分の人生の中で大きな経験をした」と言っておられました。これはまさに、都市との交流文化の中で観光を超えた事業と考えます。

こういったことを踏まえ、全国的にも新しい旅のスタイルとして普及してきている民泊、市として、ことし初めて実施した事業の受け入れ体制等々どうであったか、商工観光部長にお聞きをいたします。

○議長（池田喜八郎君） それでは、尾村忠雄君の質問に答弁を求めます。

菫島商工観光部長。

○商工観光部長（菫島由実君） 民泊事業についてのお尋ねでございます。

民泊の趣旨につきましては、今御丁寧に御説明いただいたとおりでございます。農林漁業を営む民家に都会の中学生らが体験宿泊をして、そこで農林漁業の体験、田舎の体験あるいは田舎の人との交流等を進めるというようなことでございます。

実は、全国ではもう既に、多分平成15年ごろからもう盛んに行われておりまして、今回郡上市は、岐阜県の中では初めての実施ということだったんですが、全国の県の中ではもう一番最後のほうだったようでございます。そうしたこともありまして、県とその民家の施設、いろんな受け入れの基準についてはいろいろとやりとりを行った経緯がございます。

今回ですが、郡上市では、平成20年ころから観光連盟を中心に調査研究を進めてまいりまして、平成22年には観光連盟で民泊へ参加を希望される民家の方を募って、先進の長野県の視察なども実施をし、そして実施に向けて旅行業者等との調整も進めてきたところでございます。

そうした上で、ことし5月24日、6月30日、そして7月1日と実際に民泊受け入れを実施しました。大阪府内の中学校2校の生徒373人を受け入れまして、白鳥町の石徹白、前谷方面と、それから六ノ里、中西方面で民家18軒、民宿12軒で分けて受け入れをいたしました。

関西地方の中学校、今までは四国方面とか、あるいは長野方面とかでの民泊事業を実施しておったようですが、郡上は非常に交通の便もよく、距離的にも非常に有利なので、着いてからすぐに活動ができるというような、そうした有利性もあって郡上市を選んでいただいたということでござい

ます。

効果については非常に生徒も、それから学校側も、そして間に立った旅行社も非常に郡上の受け入れをよく評価をしていただきました。

(13番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 尾村忠雄君。

○13番（尾村忠雄君） ありがとうございました。

民泊については、平成20年に調査研究をしていただいたということで、そしてまた今回は白鳥町内ということでしたが、私はできれば七つの観光協会が手を取り合って連携をして、せつかくのこういった新しい——岐阜県で初めということで、郡上市にとっては大事な事業かと思っておりますので、連携を取り合いながら、できればそれぞれの地域でいろんな考えもあろうかと思っておりますけれども、受け入れをたくさんしていただいて、郡上市の観光振興の一つになればと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、民泊を受け入れるのに対して、資格取得についてお伺いをいたします。

やはり営業で生徒を宿泊するというので、何らかの許可、または認定条件も必要と考えます。昨今、宿泊に関してもいろいろな規制もあり、条件もクリアしなければならないと思っております。こういったことに関して、受け入れ農家は民宿、旅館等の許可まで必要なのか、許可条件はどうか、また初回に登録料が発生するというのでありますが、今後受け入れ農家をふやしていくために、登録料の個人負担についても、何らかの助成することは考えられないか、このことについても商工観光部長にお伺いをいたします。

○議長（池田喜八郎君） 養島商工観光部長。

○商工観光部長（養島由実君） 先ほども申しましたように、この郡上市での民泊受け入れが岐阜県の中では初めてでございます。岐阜県当局もどの程度の基準をもって許可するのかというところに、非常に向こうとしての検討があったということでございます。

先進の県ではもう沖縄県その他、民宿旅館と同じ基準でないと受け入れできませんというところもありますし、また、早くから大胆に民家のかなり緩い基準で提示をして、その受け入れを促進している県もございます。いろんな見方がございます。

岐阜県は初めのうちは非常に厳しい条件をいろいろと出してまいりましたが、私ども市と観光連盟とが何回も何回も保健所や、それから県庁の関係部局と交渉いたしまして、今の形になってきたということですが、保健所へ所管の簡易宿所としての営業許可を、そうした申請をして、許可を得るということでございます。

民宿旅館よりも基準は緩くはございますけど、それにしても例えば農林漁業者としての証明、確かにそこは農家であるかどうかということをきちんと証明してくださいという、そうした書類とか、

あるいは山水ではだめなんで、簡易水道とか上水道がしっかり使っているかというようなところ、あるいはお風呂についてはシャワーだけではだめなんで、しっかりとした浴槽があるかどうかと、そうしたところも問われたところでございます。

また反面では、緩和された部分もありますが、民宿旅館ではその住む人とお客さんとはトイレとか浴室は全く別に設ける必要があるということでしたが、この民泊では体験宿泊ということで、そうした基準を外していただいて共用でもよろしいというようなことがございました。

また、食品衛生責任者の設置というのが民宿旅館にはあるわけですが、食事については民泊では子どもと一緒に体験で、一緒に料理をつくるんだというような、そうした趣旨で実際にやるということで、食品衛生責任者の関係も緩和はされております。また、火災報知機の設置等についても面積に応じて緩和をされたというようなことがございました。

なお、申請手数料ということで初回だけでございますが、1軒2万2,000円が必要だったということでございます。この金額高いととるか、安いととるかいろいろあると思いますが、市と観光連盟としましては、これに金銭的な助成をするということではなく、むしろ今後そうした継続的な受け入れをできるだけふやして行って、そして民家に十分に利益還元できるような、そうした方策をとりたいということを考えてやってまいりました。

以上です。

(13番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 尾村忠雄君。

○13番（尾村忠雄君） ありがとうございます。

登録許可についてはいろいろな規制、どうしてもやらなければならない保健所等々の指導もあるかと思いますが、私は、この民泊というのはこれから光を浴びると申しますか、先ほども申し上げましたとおり、郡上市の地の利を生かした事業である。観光事業である。そういったことを思っておりますので、市でも促進をしていただきたい。そういったことを思っております。

許可の2万2,000円ですか、この件についても、今回、石徹白、前谷、六ノ里、中西の地域でやっていただいた経緯もある中で、皆さん方は多分お支払いをされて、この民泊をやられたということでもありますけれども、一番初めが肝心でございますので、この登録料についても鋭意御努力をしていただければと思いますので、よろしく願います。

この民泊については、テレビ等で皆さん方も見られた方も見えると思いますけれども、沖縄県が先進地ということでございます。やはりこの民泊によって将来的にIターンの方、そういったことにも目を向けていただいて、交流人口をふやしていただきたいと思っております。

ある本によりますと、500の方が流入すると本屋が2軒、ガソリンスタンドが1軒、ラーメン屋が3軒でき、若者の雇用が100人くらい生まれるということでございます。これを実現されたの

が沖縄県と聞いております。民泊によって郡上市の観光産業興しとなればと思っておりますので、最大限のバックアップをよろしく願いいたします。

さて、民泊においては、ふだん使われている郡上弁を使い、アットホームな雰囲気、郡上ならではのおもてなし、郡上の歴史文化とともに暮らしの知恵、家庭の味を提供するのが、民泊だからできる郡上の里山サービスと考えます。現に市において、里山交流事業を振興している中、Iターンにも直結していかなければならない事業と考えます。観光産業の戦略の一つに、1回は来ていただかなければなりません。1回来て、2回来て、3回目に長期滞在、4回目に孫を連れて、5回目に友達ができ、住もうかとなる。まさに民泊によって、こういったIターンにつながればと念ずるところであります。

昨日、14番議員の質問の中で、先般、古今伝授の里やまとで行われた郡上ふるさと考現学、ゲストスピーカーであられる同志社大教授の井口先生の言葉を聞いて、昨日、市長は、「観光は国の光を観る地域文化のありようである」と答弁していましたが、私も同感であります。

観光については、今現在、新しいものをつくって観光客を誘致するのではなく、あるものを生かす観光施策が必要と考えます。そういった意味において、この民泊はまさに市にとって今後大事な事業と考えます。そういったことで、民泊について市長のお考えをお聞きいたします。

○議長（池田喜八郎君） 日置市長。

○市長（日置敏明君） お答えをいたします。

民泊、今回ただいま質問にあり、また答弁にございましたように岐阜県では初めという取り組みをしていただいたわけでございます。そして、その可能性は非常に大きいというふうに思います。今後の郡上の一つの魅力として大いに育っていくように、市としても必要な対応措置をまいりたいというふうに思っております。

支援ということであるわけですが、それはまた金銭的というよりも、むしろいろいろな情報面、あるいはそうした泊まってくくださる方の誘致とか、いろいろとできるというふうに思っておりますので、そうした支援を進めてまいりたいというふうに思います。

（13番議員挙手）

○議長（池田喜八郎君） 尾村忠雄君。

○13番（尾村忠雄君） よろしく申し上げます。

それでは次に、拝殿踊りに関して市の考え方をお聞きいたします。

まず初めに、奥美濃の夏の風物詩、二大盆踊り、郡上おどり、白鳥おどりについては、今年度は踊り納めで終了しましたが、私は郡上おどり納めに参加させていただきましたが、踊りを惜しむ中、市長が最後のあいさつをされましたが、短い言葉の中に市長の意を感じ、感銘を受けたのは私ばかりではなかったかと確信をいたしております。

そうした中、郡上の二大盆踊りの陰に隠れ、最近にわかに脚光を浴びてきたのが、拝殿踊りではないかと思えます。ここで拝殿踊りのルーツを説明させていただきますが、郡上市の郷土歴史家白石先生の「濃飛の文化財」第40号によると、拝殿踊りについてこう書かれておられます。

古くは江戸中期ごろから神社の拝殿や広場、寺院の境内などで踊られ、恐らく約200年もの長い間、若干の変化の中で踊り継がれてきたということでもあります。拝殿は板敷きで、げたの音が響き、拝殿中央にはキリコ灯籠がつり下げられ、淡い赤みを帯びた光が盆踊りの情緒をかき立てる。歌は音声だけで、笛、太鼓、三味線などの楽器はなく、歌を歌うことを音頭を取るといって、当時の人々はその美声を競ったということでもあります。音頭取りの声のよさ、歌のよさが踊り子たちに喜ばれ、自然に歌の競争も起こり、新しい歌、替え歌、とんちのよさが人気を集め、踊りの輪を大きくして、楽しさが増したということでもあります。

中には、その場所とか雰囲気に応じて思いついた歌を歌うこともあり、少しでも音頭が詰まったり、声がかすれたりすると冷やかされ、踊りの輪が崩れてしまうが、また別の音頭によって踊りが始まる。これが拝殿踊りのだいご味であり、議場の皆さんも昔を思い出された方もいたかと思いますが、これは白石先生の書物を一部抜粋して申し上げましたが、拝殿踊りはまさに踊り文化の原点であり、今後、郡上の二大踊りに付随してPRに努めていくべきと考えますが、市としてどのように考えておられるか、お伺いをいたします。

また、拝殿踊りの入り込み状況についても商工観光部長にお伺いをいたします。

○議長（池田喜八郎君） 蓑島商工観光部長。

○商工観光部長（蓑島由実君） ことしも郡上おどり、白鳥おどり、そして拝殿踊りのシーズンが無事終了いたしました。御質問の拝殿踊りにつきましては、この白鳥おどりの日程を記した観光パンフレットの一番下段に日程が上げてございます。

これは三つの地区の神社での踊りということで、8月の16日、17日、20日と3日間の日程が上げてございます。その3日間でございますが、実は盆過ぎ雨が多うございまして、3回のうち2回が雨にたたられたというようなことございまして、実際の入り込みにつきましては、三夜合わせて約800人ということで、前年に比べますとおおよそ300人を下回ったというような結果でございました。

なお、このパンフレットの三夜以外にも白鳥の中では神社によって拝殿踊りが実施されたところが3神社、3地区といたしますか、三つ行われたというように聞いております。

お尋ねのこの拝殿踊りの振興ということでございますが、拝殿踊りは国の選択無形民俗文化財に指定されています。いわば地域の貴重な財産ということでございまして、その由来とか、あるいは踊りの形態、あるいは踊りの会場のキャパシティ、いろんな意味からいって、はっきり観光資源というよりは、私たちが守っていかなん伝統芸能あるいは地域の宝物と、こういう意味でとらえております。

私ども観光部署ではそうしたとらえ方から、地域で踊りを守り続けている方々、あるいは拝殿踊り保存会の方々のそうした方々の意向を第一に尊重をしながら、必要があれば側面的な支援をさせていただくというように考えておるところでございます。

なお、文化財的な側面につきましては、教育委員会のほうへお尋ねいただきたいと思います。

(13番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 尾村忠雄君。

○13番（尾村忠雄君） ありがとうございます。

拝殿踊りの入り込み客について、三夜のうち2回雨が降ったということで800名ということで、前年度より300名下回っておるということで、市としては伝統的なことであり、守っていく側面的にサポートしたい、そういったことでございました。

昨日も郡上おどり、白鳥おどりの入り込み人数等についても答弁がありましたけれども、私は前年対比何名とか、何%減とか、やはりこういった踊り、特に観光については雨が降ったり、そういった気候に左右されることがあって、入り込み客数もそれによって上限があろうかと思っておりますので、前年対比じゃなく、せめて3年間ぐらいの平均をとってお示しをしていただきたいと思います、そういったことを思っております。

そしてまた、入り込み客数についても、お客さんが来ていただいた以上、お金を落としていただければ一番ありがたいことなんですけれども、そういった経済効果等々についてもお示しをしていただければと思っておりますので、ちょっとこれ余分なことかと思っておりますけれども、よろしく願いをいたします。

いずれにしても、盆踊り、二大大きな二つの盆踊り、そしてまた拝殿踊り、これは夜のイベントということでございます。疲れておうちへ帰られる、県外から、遠くから来てみえる方にとっては、疲れて帰るのも大変苦痛なこと等々あろうかと思っておりますので、私はできれば昼間郡上市を周遊していただき、夜は踊っていただいて宿泊していただく、そういったルートも考えながら、今後、この夏の大会イベントであります盆踊りを継続していただきたいと思います。そういったことを御要望をさせていただきます。

それでは次に、拝殿踊りは先ほど部長もおっしゃいましたとおり、国の選択無形民俗文化財であります。そもそも踊り文化は、遠く古き時代より苦しいとき、悲しいとき、またうれしいとき、楽しいときなど、こういったときに心のよりどころとして歌、踊りに託してきた経緯があると思っております。

社会の流れの中で、踊り文化は大変重要なことと私は考えております。遠くに大和町にある古今伝授の里、東常縁が短歌をつくったように、先般も古今伝授の短歌大会、10月8日のパンフレットをいただきました。まさにこれは歴史をつくる、歴史を継承しておることだと思っておりますので、

また皆さん方もお出かけいただきたいと思っております。

そしてまた、現代版郡上かるた、これは郡上市文化財の発祥であり、今後何百年後かわかりませんが、その成果を果たすことを信じております。この郡上かるたにつきましても、今年9月末には完成すると聞いております。学校の生徒さんを中心に配布されるということでございます。かるたというのは1人ではできません。多くの方と一緒にやる、今様というゲームと申しますか、そういったこととございますので、こういったことを子どもたち、また孫たちに教えていただき、この郡上のよさを知らしめていただきたい。そういったことを思っております。

今また、きのうも中高一貫校のことについて、ある中学校の先生からお話を聞いたわけですが、中高一貫校の中でブラスバンド部が白鳥中と郡上北高が一緒になって演奏を行った。教育のことについては私もわかりませんが、ブラスバンドが一緒になって合同演奏をされた。これはまさに歴史文化の1ページであり、文化には有形無形を問わず、歴史をつくっていくものと確信をいたしております。

こうした社会の流れの中で、文化が国を形成してきたといっても過言ではないと考えております。少し大きなお話をしましたけれども、最後にこの拝殿踊り、文化財として教育委員会は今後保存・伝承を含め、市の考え方について教育長にお伺いをいたします。

○議長（池田喜八郎君） 青木教育長。

○教育長（青木 修君） それでは、拝殿踊りをこれから文化財としてどのように守っていくかということについてお答えをしたいと思います。

拝殿踊りの歌集については、今議員がおっしゃったとおりで、江戸時代から盆踊りの原形として今日まで伝えられておりますし、何よりも拝殿踊りの保存会の皆さん方が戦後間もなくから、この踊りの形をきちんと守ってきていただいている努力をずっと続けてきていただいていると、それが大変こうした伝統的な芸能、伝統的な文化を守っていく上に大切なことだというふうに考えております。

そこで、これから、こうしたものをどのように守っていくかということですが、一つには、これまで活動していただいたような保存会の皆様方の努力を引き継いでいただくということが大事だと思いますし、当然地域の皆さん方も、保存会の皆さん方の活動にこたえて、例えば踊りに参加をしていただくということも大事ですし、私たち教育委員会としてもどのように保存していくかということについて、教育委員会のできる施策を講じていくということが必要かと思っておりますが、現在の段階で具体的にお話ができそうなこととしては、一つは、保存会の皆さん方が例えば中心になっていただいて、歌や踊りを練習する会、おけいこの会を設けていただく。そして参加者を募集していただいて、一人でも多くの方が拝殿踊りに親しんでいただくといった、そういう機会を持つことも一つの方策だと思いますし、地域公民館ですとか、あるいは地区の公民館で伝統芸能の継承を

内容とした講座を開設をして、継続的に歌あるいは踊り、あるいはおはやし、そういったものを一つの伝統芸能として身につけていくような、そうしたおけいこ中心の講座を設けていくということも大事だろうと思っております。

もう一点目としては、学校教育の計画の中にふるさと学習、郡上学の一環としてこういった伝統芸能を位置づけて、小さいころから伝統芸能に親しんでいくというような機会をある意味で計画的に指導していくということが必要だというふうに思っております。

なお、今お話にありました拝殿踊りですけれども、拝殿踊りに限らず、市内にたくさんある伝統芸能については、改めておけいこから準備から、あるいは統一の形までをかなりたくさんの方の映像が残っておりますけれども、そうした映像をもう一回整理をし直して、次世代に伝えていくという努力もこれもしなければならないというふうに思っております。

今、拝殿踊りを例に申し上げましたけれども、市内の中で国あるいは県、市として指定をしている伝統的な無形文化財というものは、合わせて24件ございます。こうした24件の文化財につきましては、昨年度調査を行いまして、所有者の方ですとか、管理をしていらっしゃる方の把握はおおよそできておりますけれども、実際にそれぞれの保存会の方がどういう具体的な課題をお持ちになっているかということについては、まだよう把握し切っておりません。

それで、今後さらに調査を進めまして、例えば後継者の問題でどういう課題があるのか、市としてどういうことができるのかということについては、調査の結果を踏まえながらきちんと検討を加えていって、できれば保存会の皆さん方と必要に応じて協議する機会を持って、何とかこの郡上にたくさん残っている伝統的な芸能については、継承していくというふうな取り組みを続けていきたいということを考えております。

ようやくおおよそその一覧表まではできると、今お知らせ申し上げれる、そういう段階ですので、今後は具体的な活動の中身、あるいは継承の方策については、先ほど申し上げたような形で今後の課題としていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

(13番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 尾村忠雄君。

○13番（尾村忠雄君） ありがとうございます。無形文化財が24もあるということでございますので、鋭意御努力をいただくことをよろしくお願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（池田喜八郎君） 以上で尾村忠雄君の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は11時を予定いたします。

(午前10時44分)

---

○議長（池田喜八郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午前10時59分）

---

◇ 山 田 忠 平 君

○議長（池田喜八郎君） 7番 山田忠平君の質問を許可いたします。

7番 山田忠平君。

○7番（山田忠平君） ありがとうございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今議会は9月定例議会、22年度の決算審査が特に重要な議会であります。財政につきましても、監査委員のほうからも決算の報告、あるいは指摘もいろいろとありましたが、単年度においては一応黒字決算になっておりますけれども、市の財政は経常収支比率85%、公債費比率も18.9%と、まだまだより一層の今後の行財政改革の必要性が求められておるところであります。

財政関係の質問でありますけれども、先日、八幡公民館の主催によりますところの高橋先生を迎えて夜話しの会ということで、第1集の発刊の会がありました。その中で、江戸時代のこの郡上藩領の中では、御百姓意識と申しますか、自立性、それから公共の自己負担、そして税については自立負担を決めると申しますか、自分たちにしっかりとそういう意識を持って取り組むというような時代があったことの話も特に感じたところでありますが、納税と申しますと、やはり公平公正、そして申告納税と申しまして、所得に対することはそれぞれの申告、また企業者については企業源泉による納税がありますけれども、今回さきの3月定例議会に一般質問させていただきました固定資産についての土地課税評価額のことについてであります。

このことにつきましては、細かいことは3月に担当課のほうから答弁をいただいております。その中で、決定段階においては県のほうの土地鑑定士6名による県内の一円に標準宅地の選定をしながら、宅地について1平米当たりの鑑定評価の価格を求め、それによる7割を固定資産価格として定めて、その価格をもとに各筆ごとにそれぞれ単価をつけていくということであります。

そういった中で、県内の21市の基準の宅地価格ということで資料をいただきましたが、1番は岐阜市の1平米当たりの39万6,000円、それから2番目には高山の20万6,500円、それから3番目には大垣の10万7,000円、続きまして4番、5番が実は郡上市八幡町の8万4,000円とそれから多治見、このようになっております。

ちなみに、20位、21市の中の20位は美濃市の4万6,620円、それから21位、安いほうですけども、海津市の3万3,800円、このような形になっておりますが、鑑定士により示される路線価方式についての考え、土地鑑定価格については先ほど言いましたように、県の6名の鑑定士によって出され

るわけでありますが、もちろん通常の売買価格も参考にしながらということありますけども、先ほど御百姓の話も言いましたけども、鑑定に対しての郡上市の意見が反映をされておるのか、あるいは鑑定者に大きくそういった依存する形で土地の評価の方式が出されておるわけですが、そのことについての市長の考えをまずもって伺いたいと思います。お願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） それでは、山田忠平君の質問に答弁を求めます。

日置市長。

○市長（日置敏明君） 固定資産税の課税客体である土地の評価についての御質問でございます。

この土地の評価というのは、厳密に言えば二つと同じ土地はないわけでございますので、大変難しい問題でもあるわけでございます。また、ただいまお話がございましたこの標準宅地の、例えば各市別の最高価格の今比較の数字が出てまいりました。こういうものも例えばこの評価を妥当なものと感じるか、あるいは感じないかというのも、例えば私などが仮にそういうものを自分の身に引き当てて考えますと、これが課税の対象としての評価額という形になると、ちょっと高いのではないかというような感じを持つかもしれませんし、あるいはこれが公共用地の買収の自分が所有している土地の評価額ですよと言われると、ちょっと安いんじゃないかというような思いもするというのは、これはまた例えば所有者としての人情であるようなところもあって、なかなか本当に、じゃあ、一体公平公正な土地の評価というのはいかなるものかというようなところは、非常に難しいところがあるかというふうに思っております。

ただいまもお話ございましたように、そういうこともございますし、非常に元来土地の評価というものはなかなか難しいものでございますので、全国的なばらつきとか、いろいろなものもできないようにと、均衡化あるいは適正化を図るということで、いわゆる地価公示価格等というようなものを参考にして、それで固定資産税の評価としてはその地価公示価格等というもののおおむね7割というものを目途にして課税をすべきだというのが、これが全国的に今行われている固定資産の評価額でございます。

そして、その地価公示価格等と言われているものは、国交省が全国的に行います、国の土地鑑定委員会のもとに行います、いわゆる地価公示価格、あるいはまた都道府県ごとに行います地価調査価格といったようなもの、あるいはまた不動産鑑定士が行う鑑定評価額、こういったものを指すわけでございますが、こういうものをもとにそれぞれの市町村ごとに標準宅地というようなものを設定して、そして郡上市でいいますと、岐阜県不動産鑑定士協会に所属しておられる6名の不動産鑑定士の方々をお願いをして、評価をしていただいているということになるわけでございます。

そういう中で、したがって、そういう全国的な地価公示価格、あるいは都道府県ごとに行われている地価調査価格といったような全県的、あるいは全国的な一定の標準になる価格というようなものをだんだん批准してきまして、そうしたものを参考にしながら、それぞれの設けられた標準宅地

等の価格を専門家である不動産鑑定士をお願いをして、評価をしていただくということでございます。

ただ、そういう際に不動産鑑定士の方に、もう丸投げをしてしまっているかということでございますけれども、実際には私は実務に携わっておりませんので、詳細は承知をしておらないわけですが、作業の手順としてはそういういろんな不動産鑑定士がそうしたさっき申しあげましたような地価公示価格等と言われる価格というものを参考にしながら、そしてまた、それぞれの標準宅地等を設定をするその設定の仕方、あるいは大体地区ごとに状況の類似をした地区というものも設定をするとか、こういうことの作業がございます。

そういう作業をする際に市の職員——市の職員は、地域の実情をある程度熟知をしていると思いますので、そういった職員との間で調整会議というようなものを設けて、その地域の実情というものも反映をしていただくように、そういう作業を経て、それぞれ郡上市の宅地の評価というものがなされているというふうに承知をいたしております。

(7番議員挙手)

○議長(池田喜八郎君) 山田忠平君。

○7番(山田忠平君) いろんな考えがありますが、地域の事情、状況が果たして6名の方にしっかりとわかってみえるのかということも踏まえながら、今後ぜひ考えたい。そして、その中でまた市内の路線価についてちょっと考えを伺いたいと思います。

市内地域別の宅地のそれぞれの価格はこの前も一般質問のときに最高の価格のところを出していただきましたが、そのようなことを見て、そしてまた、今は特に交通基盤整備もそれぞれ進んでいる中に、果たしてこのことがどうなんだろうということも考えながら、市長の考えを伺いたいたんですが、地域別にいきますと、八幡、大和、白鳥、高鷲、美並、明宝、和良という順番でこの前も出ておりますので、これは金額は今あえて言いませんが、例えばその中で、これが宅地でなしに標準田、田んぼの価格を言いますと、八幡が120円30銭、大和が129円、これは高いお金です、それで白鳥が133円40銭、それから高鷲が98円90銭、美並が121円80銭、明宝が95円80銭、和良が103円91銭という標準田の高い価格の数値なんです、1平米当たりの。

それで、これを見ますと宅地とまた違う地域バランスが出ておるといことと、それからもう一つ、特に高速交通の問題で東海北陸が通ってインターができております。インターは八幡、大和、白鳥、高鷲、美並でありますけれども、インター近くの宅地の価格を見ますと、八幡の場合は4万9,000円、大和の場合は1万2,500円、白鳥が1万2,000円、それから高鷲が5,800円、スマートインターが約6,000円、それから美並が1万円とこういうことになっておるんです。

そういったことについて、私はあえて高いから、これ大事な市の財政の収入源ですので、低くせよということをとるんじゃないんですが、郡上市全体からして郡上市合併した中において、こ

れがどう市長見られて思われるかということをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 日置市長。

○市長（日置敏明君） 合併をしておるわけですから、当然宅地あるいは農地等の評価というものは一つの統一的な基準という、あるいは統一的な基準というか目でもって評価をするべきであろうというふうに思っております。

ただいまいろいろ御指摘のあったことにつきましては、それぞれこれまでの売買取引事例あるいはその地域の実情というものを専門家が市の職員との調整会議等のいろんな意見を経て、その意見の交換といえますか、そういう協議を経て決められたものであるというふうに思っております、今後、なお一層妥当な価格というものについて研究をする必要があるものもあるかと思っておりますけれども、ただいま申し上げたような一定の手続に従って専門家の特に公正な評価によってなされているものというふうに考えております。

（7番議員挙手）

○議長（池田喜八郎君） 山田忠平君。

○7番（山田忠平君） 郡上市の中にも不動産にかかわるそれぞれの免許を持った方がお見えになりますので、ぜひそういった方の郡上市を一円としたこういったことについての意見を聞くようなことを、ぜひ私はやっていただきたいということを思っております。

そして特に、24年度、来年度は評価がえの時期になっておりますので、いろんなことが反映されて、そして納得いく広く浅くがいいのか、あるいは今言われるように売買価格ということが言われますと、すべての皆さんが売買をするわけでないですので、そうすると売買されることによって大変負担を強いられたり、あるいは見込みの財産価値が逆に今度減るというような逆の場合もあります、そういうことがあります、課税、税ですからちょっとその辺について私もこれでいいのかなちゅうことと思いますが、例えば売買事例ということを言われましたけども、八幡の8万4,000円ですけども、その近隣で約100メートル離れていないところで去年からことしでも安い価格でいうと、平米2万9,000円から4万円で事実売買事例があるわけですが、果たしてそれがどこまで反映されているのかなあということも、これは24年度ふたをあけてみなきゃわかりませんが、そんなこともありますので、やはり市民の方も納得していただいて、固定資産というのはいろんなことに絡みがあります。

そしてまた郡上市全体で大事な収入の財でありますので、そのことを踏まえながらぜひよろしく願いをしておきたいと思っております。

続きまして、防災の関係に移らせていただきます。

この3月の東日本の大震災、もう6カ月が過ぎました。また、先月の台風12号にはまた大きな被害が出ておりますが、特に今回、国においては野田新総理のもと、国会が今始まっておりますけど

も、本当に郡上市からも財源について国に対する要望も出しましたが、国として、政治として決断と実行を、本当に早く強くこの場をもって求めたいと思います。

特に異常気象のことで、この郡上については中山間地域であります。集中豪雨の被害が近年特に多く発生をしております。そういった中に、地形上土砂崩れ、あるいは道路の寸断、それから河川のはんらん等で孤立の集落が予想されますし、もちろん郡上市の防災計画の中にも予想されておりますが、そういった中で一番重要なことは、どの災害地を見ても通信の手段であります。

そのことについて、郡上ケーブル、八幡テレビのI N Gも含まれてこれは有線でありますので、デジタル化の関係、無線、そして消防方面隊の関係はそれぞれそういう通信網がありますけれども、それによらない孤立する、あるいはきのうのどなたの質問でしたかな、もう郡上に住めないんじゃないかというようなこともいろんな危険箇所を見るとそんなことを話されましたが、集落的に本当に通信が途絶えてしまうようなところは検討をしながら、そのことについて対策を立てるべきだと思いますが、現在の状況はどのように取り組まれているのか、総務部長にお伺いいたします。

○議長（池田喜八郎君） 服部総務部長。

○総務部長（服部正光君） それでは、孤立地域への通信手段というような御質問をいただきました。

さきの東日本大震災、また台風12号ということで非常に孤立地区が発生したということでございます。その中には電話回線の遮断とか、携帯電話の不通というようなことが多かったということでございます。そこで、郡上市として今孤立地区の想定は、30カ所というような想定をしております。

その中で、情報を今行っておくことは、孤立地域の一部には消防詰所に消防無線の設置をしております。また、想定される地域においては、防災行政無線屋外子局、これは80カ所ほど複信通話機能を持たせて、現在は対策をとっておる状況でございます。

今後の対策としてでございます。災害時の情報通信に大変有効とされておる移動系防災行政無線の再整備を計画していきたいと考えてございます。

現在、旧町村時代に大和町と美並町を除く各町村では整備しておるものを継承して使用してございますが、このものについては周波数が違い、また旧の町村内のエリアでしか使用できないということでございます。そのために災害対策本部と支部間の連絡とかができないという状況でございます。そのようなことで、避難所の情報とか孤立地域の情報が集約しにくい状況であるということでございます。

そこで、このような状況の中で市としては、移動系の行政防災無線の再整備を5地域の周波数を一本化するとともに、防災無線とは別々となっている消防団の無線でございますが、この無線波も共通化していきたいなと思っております。

また、この5地域に含めて市内全域での情報収集と通信を可能とできるような1波統合を行って

いきたいなというふうに考えてございます。それで、23年度にはこの電波の全域での調査を行って  
ございます。それで今平成24年度から1波統合に向けた整備の実施を検討してございます。

(7番議員挙手)

○議長(池田喜八郎君) 山田忠平君。

○7番(山田忠平君) それぞれ取り組みはされておるようでありますので、お願いをいたします。

それでは、それに関連してヘリポートですが、いろいろと今報道機関を見ておりますと、いかに  
ヘリの活躍が重要であるかということでありますが、そうしますとヘリポート、ヘリの着陸すると  
ここにいろんな問題がありますが、郡上市の現状を聞かしていただきたいし、また、全くヘリポート  
専用でできるところできないところがありますが、今特に仮にそういうことが起きた場合に、ヘリポート  
として活用できる、例えば休耕田とか、あるいは道路とかいろんなことが想定されますので、今回  
補正予算では市民病院の前の公園の一部をヘリポートに予算が通りましたけども、そんなことを含  
めてヘリポートの現状をお聞かせいただきたいと思います。

○議長(池田喜八郎君) 服部総務部長。

○総務部長(服部正光君) ヘリポートの関係でございまして、災害時のヘリポートの確保と仮設の  
設置箇所等についてでございますが、これは県と防災ヘリコプター応援協定を結んでございます。  
その中で飛行場外指定着陸場として指定でございますのは7カ所、また緊急時の離着陸場を37カ所  
と今市内全域で計44カ所を持ってございます。

そこで御質問の孤立地域30地区においてのうちの防災ヘリポートとして指定している地域は1地  
域だけでございます。ただし、他の地域においては、市としても平たんな民間施設の駐車場とか、  
空き地、また田畑、農道等々の緊急着陸可能場所を想定して地域の孤立化に対応していきたいとい  
うふうで、今その辺を協議してございます。

また、前もその辺においては、そういう想定をしてございましたが、今回の見直しとともにその  
辺の現地確認をしながら、そぐわないところは見直していきたいなというふうに考えてございます。

(7番議員挙手)

○議長(池田喜八郎君) 山田忠平君。

○7番(山田忠平君) わかりました。それぞれ災害についてはよく想定外という言葉があったんで  
すけど、やはり想定をして、すべてのことを想定して、郡上においても今までは、明宝についても  
自然ダムのような大災害があったこともありますし、あるいは白鳥の国道においても大きな土石流  
もありました。また応じてこの八幡においても、裏山の慈恩寺山が崩れたり、それからまた近年で  
も桜町あるいは八幡小学校一帯の床下浸水もあります。そんなことを考えますと、本当に想定とい  
うことですべてのことを考えながら、いろんなことに取り組んでいかなければならないと思いま  
すので、よろしく申し上げます。

続きまして、時間の関係で公の施設についてすべてを質問させていただいて答弁をいただきたいと思いますが、防災に関係をしておりますけども、避難施設の関係でありますけども、災害時避難場所に指定されたり、あるいは避難場所として使う場合には、集会場等は地元のかぎの管理は把握しているんですが、体育館とか、あるいは指定管理施設、あるいは学校、そういったところに災害時ですぐ避難場所として即使用できるような形になりますと、やはりかぎの問題が大きく問題化されます。

たまたま災害ではありませんけども、東北のこの前の市長選挙でしたか、投票に朝出かけたら、準備しようと思ったら校門のかぎがあかなかったということで、かぎのことで大分あれがありました。やっぱりいろんなことでそういうことがおきますので、その辺についてはしっかりと取り組んでいかなければならないと思いますので、この体制について。

それから、今度は公の施設のことで災害とは別でありますけども、休日利用の課題として、指定管理施設について指定管理者にお任せして休館日が決まっております。けども、観光面とかいろんなことから見ますと、私は冬季、夏季、そういったシーズンあるいはゴールデンウィーク等のシーズン中においては、定休日をむしろ外して、そして来ていただくお客さんの側に立ってそういった施設を完全に利用していただくことが大事だと思いますので、何らかのそういった条例を変更するなり、あるいは特例で幾らでも認められた今までも例もありますので、そういったことで利用することが特に大事やと思います。そのことについて、これは多岐にわたりますが、総務部長、あるいは副市長、市長公室長にわたると思いますが、それぞれ御答弁をいただきたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 服部総務部長。

○総務部長（服部正光君） それでは、避難所のかぎの管理ということでございます。

特に災害時における避難所の開設において、地域防災計画と避難準備情報や避難勧告の発表が想定される場合には、本部、また支部職員によって避難路の安全確認と迅速な開設がすることとなっております。

それで、かぎでございますが、地元の自治会が管理する集会所においては、自治会がかぎの管理をしているために、特に地区長さん、組長さんの連絡名簿によるものとしてございます。市の関係、体育館とか、そういうものについてはかぎの管理者名簿を作成してございます。また、開設時にはその管理者のどこへ連絡するという形でございます。それで特に今回、その避難経路とマニュアルについて見直しを進めてございます。そのかぎの管理においても、特に今回マニュアルの中に明記するように見直しを今現在進めておるという状況でございます。

○議長（池田喜八郎君） 田中市長公室長。

○市長公室長（田中義久君） それでは、私からは公の施設の休日利用の課題ということにつきましてお答えを申し上げたいと思います。

現在、64施設の公の施設でこの指定管理者制度の導入をさせていただいておりますが、この中身を見ますと、農林水産関係あるいは商工観光の関係が多くありまして、大方4分の3ぐらいの施設が多くの市民の方以外の御利用もある、こういうふうな施設がございまして、ただいま御指摘のような交流人口の拡大という視点、あるいはそれを受け入れていくということは大事なことかというふうに思います。

基本的には公の施設の場合におきましては、地方自治法の規定によりまして、設置及び管理運営に関する条例というのはそれぞれで制定がされておりますので、それぞれにおいて休館日の指定でありますとか、あるいは開館日の開館時間の規定がそれぞれ定められておるところでございます。

また、この休館ということを考えますと、ある意味では施設のメンテナンス、あるいはその衛生管理、さらにはそこで勤務される職員の労務管理、福利厚生等々を見ながら一定の今日的な意味での休日というものの設定がされておるということであります。中には、郡上八幡旧庁舎記念館等のように、正月以外は1日もお休みなくという場合もあります。

そこで、ただいまの御指摘の件につきましては、それぞれの指定管理者制度を導入しておる場合には、その管理の代行という規定の中で、前もって、あらかじめ市長に承認を得て、休館日を変更する、時間を変更することができるということになっておりまして、これまでの事例を見ましても、そういうふうにして個別の御相談をいただきながら、市としての判断として管理者にお願いする場合がありますし、逆に指定管理者の側から市のほうに御相談を受けて、それを承認してきておる場合もあるわけでありまして、指定管理者側の採算性という面も一方ではあるという面もありますので、そういうことを含めまして、規定にありますように前もって御相談をいただきながら、個別の案件につきましてはの判断をさせていただきたいというふうにして思っておりますので、ぜひ前もっておわかりになるところで所管の課にも御相談をいただくということの中で判断をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

(7番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 山田忠平君。

○7番（山田忠平君） それぞれ答弁いただきました。

まず、災害時の避難の関係でありますけども、なかなかその地域によっては自治会長さんだけで済まない場合がありますし、また先ほど言われた、自治会長というのは最も大きくなりますので、組織が、そしてまたその前に質問させていただいた孤立地域等のことを思いますと、いろんな関係でこのことに取り組んでいかなければならないということがありますので、ぜひとも即そのようなときに利用できたり、使用できたり、その辺のようなことに細心の取り組みといたしますか、そのことをお願いをしておきたいと思っておりますし、それから、休日の利用についてのことでありますけど、先ほど市長公室長言われましたように、この郡上市はやっぱり観光で相当な取り組みをしていかな

ければならない。

もちろん、郡上市の観光振興ビジョンのこともあります。もちろん郡上市の日本一のおどりのまち郡上、あるいはウインターリゾート地、それからアウトドアリゾート地、そして産業、スポーツ、音楽を通じた観光、そのようなことの中では、どうしてもそういった施設の関係のことで関連があると思いますし、市外から来ていただく方、交流人口を増大するためには、1カ所だけの採算面よりも、それにかかわるところの全体の効果というものを考えますと、ぜひとも観光業は来ていただくお客さんの立場に立って考えなければ、決してこれは成り立ちませんし、先ほどいろいろほかの方も質問出ておりますけども、おもてなしの心、そして郡上人として郡上の地をどうお客さんに観光面から喜んでいただくかということになりますと、その辺は特に大事なことだと思いますので、ぜひとも取り組みをお願いしたいと思いますが、全体にまとめて、もし副市長、御答弁いただければよろしくをお願いしたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 鈴木副市長。

○副市長（鈴木俊幸君） 今ほどお話がございました、まず避難所のかぎの関係でございしますが、本当に今回の大震災、あるいは和歌山県で起きました台風の被害等々を見ておりますと、いわゆる行政が本当に動けるのかといったようなことが発生するんじゃないだろうか。そうしますと、防災計画の中では行政の流れの中で避難所を開設するとか、そういったような建前になつとるわけですが、そうしたことはなしに、自主的に避難する人たちが動けるような避難所開設ということも要るんだろうということ思っております。

ですから、今現在でも当然、行政の役所が持つておる部分と、いわゆる学校なら学校の管理されておる部分と、それから地域にお願いしとる部分等があるわけですが、より一層地域の方々がどこにかぎがあるんやといったようなことがわかるような体制に組みかえる必要があるんじゃないだろうかといったことで、先ほど総務部長が申しあげましたように、防災計画の見直しの中で明記していきたいということを思っております。

それからもう一つの、今ほどお話がございました、いわゆる観光施設等々の問題につきましては、指定管理という制度を取り上げてきた中で、行政の目の行き届かないというか、指定管理者の自主性をある程度任したところもございしますので、今ほど話がございましたように、採算性ということも当然大事ではございますけれども、より一層行政の目的として、その多くの方々に使っていただけるように、多分観光施設については土日開業にはしておると思いますけれども、たまたまそこへ連休が重なってきて、月曜日休みやっただめに閉まっておったとか、いったようなこと等々があるのかもしれないので、その辺を踏まえましてやはり行政と指定管理者との中で、行政目的が達せられるように努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

（7番議員挙手）

○議長（池田喜八郎君） 山田忠平君。

○7番（山田忠平君） それぞれ答弁いただきました。ありがとうございました。今後ともよろしく  
お願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） 以上で山田忠平君の質問を終了いたします。

昼食のため暫時休憩をいたします。再開は午後1時を予定いたします。

（午前11時38分）

---

○議長（池田喜八郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 0時59分）

---

#### ◇ 鷺 見 馨 君

○議長（池田喜八郎君） 6番 鷺見馨君の質問を許可いたします。

6番 鷺見馨君。

○6番（鷺見 馨君） 議長さんから発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問  
を行います。

その前に、復興関係でございますが、ややおくれておりますが、東日本の被災者の方々あるいは  
台風12号で大変被害を受けられました三重県の紀宝町を初めたくさんの方々には心からお見舞いを申  
します。郡上市も以前、もう50年前になりますが、伊勢湾台風という大水害がございまして、全国  
各地域から激励やら、あるいはお見舞いをいただきました。その3年ほど後に国民体育大会の相撲  
競技の準備がありまして、非常に忙しい、あるいは混迷したようございまして、おかげさまで  
国民体育大会によりまして、皆さん方が勇気と元気を与えて、非常に大会も盛り上がったんじゃな  
いかと、こんなことも感じておるところでございます。

そこで、きょうは質問につきましては、4点ばかり準備いたしておりますが、順序をちょっと変更  
しまして、3番を4番にするというようなことでございます。

もう既に最後の最後になりまして、前回は最後でしたが、どうしたことかほとんど熱心な質問と  
答弁がされておりますので、そうかといって質問を変えるわけにもいきません。答弁のほうでひと  
つ適当にお変えをいただきまして、一つお答えをいただきたいと、こんなことを願っておる  
ところ  
でございます。

最初に第1点は、第67回の国民体育大会相撲競技のリハーサル大会が郡上市合併記念公園特設相  
撲会場で行われました。8月21日は全国の教職員相撲選手権大会、27日は全日本女子相撲と、そし  
て28日は東海相撲大会、東海少年相撲大会が行われまして、これは相撲関係者の皆さん方、実行委  
員の方々、市民の皆さん方の御尽力によりまして、まずは成功裏に終わったと思います。大変御苦

労さまでございました。

前回は第20回大会が八幡町の城山において実施され、大きな成果があったと思います。特にそのときは皇族様もお越しいただきまして、来場されまして大いに盛り上がりました。相乗効果があったんじゃないかと、こんなことも思い、そのときは国道の156号線の改良事業や公共事業など促進され、全国からお越しの皆さんを温かく迎えるために沿道に花壇で飾り、心のこもったもてなしでボランティア各団体で市民運動的として展開したと思っております。

この大会により郡上の相撲が定着して効果が非常にありました。郡上が相撲会場を持つルーツというか、その経緯をちょっと思うに、そうした歴史を考えると、以前は越前と美濃の境界で労働作業工事の中で、背中で荷を負う歩荷仕事が脂汗をかいて、峠を越す重労働から双方の力自慢者が力比べの中から相撲が始まり、その後、先輩愛好者の御尽力により、奥美濃の人たちの秋祭りの寄り合い大相撲に発展して、地域の風物詩、相撲伝統文化となり、小学校でも以前は自然と校内で相撲を親しみ、闘争心やスポーツに継がれ、地域の教育の力となり、不撓不屈の精神で心技体を鍛え、今の郡上北高等学校の相撲部の活躍につながっておるんじゃないかと思えます。

そこで、このリハーサル大会の経験があるいは参考にされまして、次の項目につきまして本大会へ向けての対応をお尋ねしたいと思います。

その項目の一つは、大会運営の内容でございます。施設の充実、市民参加への啓蒙、あるいはPR、地元選手の養成方法、道路標識とかそうした案内の関係、民宿らにおける心のもてなしのそうした市民の養成・教育、選手あるいは貴賓の接待の方法とか、できれば皇族の方々もお招きできるような内容の要請というか、活動、運動ができないかということと、経済効果はこれによってどうあらわれていくことになるか。そして今後の大会後の郡上市の武道の教育とスポーツ振興、それらにつきまして、いかに対応され、方針を持たれるのか、それらにつきましてお尋ねをしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（池田喜八郎君） それでは、鷲見馨君の質問に答弁を求めます。

常平教育次長。

○教育次長（常平 毅君） それでは、お答えをさせていただきます。

第67回の国民体育大会「ぎふ清流国体」でございますが、来年の9月29日から10月9日の11日間、31市町41競技が開催されます。相撲競技会につきましては、9月30日から10月2日までの3日間、郡上市合併記念公園の特設相撲場にて開催することになってございます。

あと相撲競技会まで381日でございます。先月の21日には来年開催されます国体を想定しまして、そのリハーサル大会と位置づけられました第50回全国教職員相撲選手権大会を、同じく合併記念公園におきまして本大会と同じように特設会場を設置し、開催したところでございます。

最初にまず、先月のそのリハーサル大会を検証し、来年度の本大会運営にどのように臨むかとい

う点について幾つか上げさせていただいて答弁をさせていただきたいと思います。

まず、来場者と競技施設の関係でございますが、先月のリハーサル大会の参加者は16都県、選手・監督が65名、一般観覧者は午前10時の時点で120人、それから1日延べ420人というふうに推計をしております。来年の本大会におきましては、全国47都道府県から約500人の選手・監督、それから一般観覧者につきましては、1日延べ2,300人を想定しているところでございます。

このように本大会におきましては、多くの来場者を想定していますことから、来年の本大会での競技施設テントにつきましては、リハーサル大会のテントの約2倍の面積のテントで対応をしたいと思います。

そして、リハーサル大会も雨天時でございましたが、雨天時においても雨水がテント内に入り込まないような対応も考えていきたいというふうに思っております。

こうした競技用の施設でございますが、これにつきましては県の補助がございます。100%ございます。そういったことから、現在、県のほうと協議をさせていただいております。

次に、大会会場までのアクセス道路についてでございますが、先般のリハーサル大会につきましては、市道中学校線の拡幅工事中ということもあったんですが、いろんな関係者の皆様、それから一般の皆様にも周知とか案内看板の不十分さもございまして、大変御迷惑をおかけしたと反省をしております。

来年の本大会におきましては、道路も完成をいたします。市道中学校線の利用が可能になるわけございまして、東海北陸自動車道のインターチェンジあるいは国道156号線からの会場までの道路には案内板はもちろんのこと、交差点などの要所には案内人を配置するというようなことで、万全を期していきたいというふうに考えてございます。

それから、先ほどもちょっとお触れになりましたが、国体の相撲競技における天皇陛下を初め、皇族の行幸啓やお成りについてでございますが、これまでさきに行われました県の状況を見ますと、平成21年度まではございました。平成22年度の千葉国体はございませんでした。そして今年度の山口国体も予定がないようでございます。

そういう状況ではございますが、こうした皇族の行幸啓、お成りがあるとなれば、来年の6月下旬から7月上旬に宮内庁から県のほうに正式な連絡があるというようなことのようにございます。

そうしたことから、先般のリハーサル大会におきましても、岐阜県警の関係者の視察がございました。それから今までも岐阜県警を初め岐阜県関係者の施設の視察を受けております。資料につきましても、提出をさせていただいているところでございますが、こうした対応も想定をいたしまして、準備を進めていく必要があるというふうに考えてございます。

それから、全国の各地から参加されます選手・監督及び一般観覧者を迎えるに当たってということでございますが、3日間の開催でございますので、宿泊をしていただくことになるわけござい

ますが、選手・監督あるいは役員につきましては、白鳥、高鷲地域で、また一般の来場者につきましては、大和、八幡、明宝地域などの南部を予定してございます。

こういった大会の関係者を温かく迎え、また最良のコンディションで活躍していただきますよう、快適な宿泊環境にも、その宿泊施設に対しましてお願いもしていかなければならないというふうに思っておりますし、また、リハーサル大会の歓迎レセプションでもございましたが、郡上のアユとか、それから、めいほうの鶏ちゃんなどのそういったものが出てございましたが、大会期間中におけるそういったおもてなしの料理、郷土料理の提供につきましても、気を配っていく必要があるということで、郡上市の文化あるいは観光産業などを全国各地からお見えになった皆さんに紹介できるよう、企画推進をしていきたいというふうに考えてございます。

それから、細かいこととなりますけど、宿泊地から会場地までの計画的な運行とか、それからリハーサル大会でもございましたが、白鳥駅から会場までのシャトルバスの運行、そういったこと、それからまた、白鳥駅前などには案内所なども設置をいたしまして、真心を込めて案内・接待に努めていきたいというふうに考えてございます。

既に一部設置はしてございますけども、大会会場までの沿道とか宿泊施設あるいはそこまでの沿道につきまして、看板とか横断幕とかのぼりとかを設置してございますが、そういったことにも加え、花飾りなどについても簡素の中に心のこもった歓迎装飾を実施していきたいというふうに思っております。

それから、次の点でございますが、来年の本大会までに市内市民の機運をどう高めていくかと、そのための啓発と市民参加についてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、花飾りにつきましては、先般も申し上げましたが、リハーサル大会におきましては、郡上高校で育てられましたぎふ清流国体の推奨花がございまして、白鳥の18自治会の協力を得まして、プランターへの移植作業とか、それからその後の管理をお願いしまして、リハーサル大会にあわせまして会場へ搬入をいただいたということでございました。そのほかの福祉施設の方からも協力をいただいたり、その他自治会の方々も一部協力をいただいたところでございます。また、市内の全自治会に対しましては、コスモスの種を配布させていただきまして、協力をお願いしてきたところでございます。

本大会に向けましては、市内の全自治会、それから各種団体などを初め市民の皆さんに幅広く協力を求めていきたいというふうに考えてございます。会場内の花飾りにつきましては、プランターを基本としてございますけど、リハーサル大会同様、そのプランターには市民のメッセージを掲げていきたいというようなことを考えてございます。

それから、100日前イベントという計画がございまして、今のところ県との調整が必要でございますが、国体の開催100日前イベントとして、採火式を行いまして、機運を盛り上げていきたいと

いうふうに考えてございます。

この炬火につきましては、岐阜県が採火します炬火と合火するということになっておりまして、詳細につきましては、これからでございますけれども、その郡上の炬火につきましては、市民の皆さんからその炬火名の募集をしていきたいというようなことを考えてございます。

それから、ボランティア参加についてでございますが、リハーサル大会におきましては、競技審判あるいは相撲連盟関係者や、また市職員のほかに約70名の高校生のボランティア補助員、それから約30名の一般ボランティア協力員の方の皆さんに協力をしていただきながら、大会を行ったところでございます。来年の本大会におきましては、高校生のボランティア補助員を約200名予定してございます。そして、一般ボランティアにおきましても、リハーサル大会以上の協力員が必要となりますので、引き続き募集を行っておりますけど、ぜひ多くの皆さんの参加をお待ちしているところでございます。

それから、その他でございますが、PR活動につきましては、広報紙あるいはチラシ、看板、のぼりなどで引き続き積極的に行っていきたいというふうに考えてございますが、来年の本大会のポスターの原画についても、市民の皆さんから募集をしていきたいということを考えてございます。

幾つか申し上げましたが、こうした取り組みに一人でも多くの市民の皆さんにかかわっていただくことで、大会への機運をさらに高めていきたいと。また、来年の本大会当日には多くの皆さんに御観覧いただきたいというふうに思っております。

最後でございますけれども、中学校におきましては、平成24年度から武道が必修科となります。市内の8中学校全男子生徒におきましては、相撲に取り組むということになってございます。土俵のない中学校につきましては、土俵を整備しまして、全中学校にその環境を整えていきたいというふうに考えてございます。

また、本年度相撲種目における県大会以上の結果につきましては、小学校、中学校、高校あるいは一般種目まで大変多くの皆さんが優秀な成績をおさめていただいております。

先月の第2回全日本女子相撲郡上大会でも、個人中学校軽量級で白鳥中学校の生徒が3位に入っておりますし、全国中学校総合体育大会へは、県の中学校総合体育大会の団体に優勝した白鳥中学校が出場をしております。こういったことで、今後ともますますの活躍を期待したいというふうに考えております。

幾つか細かく申し上げましたが、今までの取り組み、それから先月のリハーサル大会を検証させていただいて、関係機関や各種団体、そして市民の皆さんの御指導、御意見をいただきながら、来年の国体本大会に備えていきたいというふうに考えてございますので、よろしく願いいたします。

(6番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 鷺見馨君。

○6番（鷺見 馨君） ありがとうございます。

これはあくまでもリハーサルでございまして、恐らく相撲連盟とか岐阜県とかいうのが主体的で運用されておるとい認識でございしますが、何せ経費もリハーサル、国、県といいながらも4,000万円以上かかっているというような経費等、国体はその2倍も3倍も恐らくかかるでしょう。それだけの予算を持ちながら、郡上市も協力していくという大きな一大イベントやと思うんです。何とかしてこれは全国的なことでございしますので、当然ながらフルに活用してスポーツ振興を初め教育の面、そして経済効果を上げていくようなことがさらにできんかと、こんなことも思われます。

皇族様の話も出ましたが、これは宮内庁の関係でもあり、県の御指導、御努力のことであろうと思いますけども、郡上といたしましても、前はたしか1年おきに全国の国体をおおむね回るといようなお日でしたが、皇后様の体調もあると思いますけども、何とかできればこれ大方半世紀に一度の相撲でございしますので、1代に2回お目にかけるといことは非常にこれはありがたい。3回目はもう120ぐらいありますので無理やと思いますけども、2回でも貴重なことや、何とかしてこりゃ精いっぱい、前回の経験とリハーサルの経験を生かされて、精いっぱい頑張っしてほしいと、こんなことを期待申します。

特に今、相撲はちょっと低迷なところもございまして、なかなか子どもさんも回しになるということがどうも敬遠の傾向もございするも、何たってこれは奥美濃では特に伝統のある相撲でございしますので、これでもお願いしたいと思います。

そこで市長さんにお尋ねしたいと思いますが、せっかくのこうした大きな試合でございしますので、行政側といたしましても、この大会をさらに活用して、それまでの準備とそれ以後の関係、あるいは市民に啓蒙して元気を与えて、こんな経済の低迷な時でございしますので、大いに活力を与えるためにひとつ市としてのまた取り組みを聞かしていただきたい、こんなことを思いますので、市長さん、よろしくをお願いします。

○議長（池田喜八郎君） 日置市長。

○市長（日置敏明君） 来年の国体に向けまして、今いろいろお話がございましたけども、ぜひこの国体を契機の一つは、市民の皆さんが健康で日ごろスポーツに親しめるようにというように、あるいはまた全国からたくさんの皆様がお集まりでございしますので、この機会に郡上市を全国に向けてPRするよい機会ともいたしたいというふうに思います。

なかなか相撲という競技でございしますので、難しい面もございすけども、先ほどお話がございましたように、郡上は歴史的に相撲というものに非常にかつては親しまれた競技でもございすし、しっかり取り組んでまいりたいというふうに考えております。

（6番議員挙手）

○議長（池田喜八郎君） 鷺見馨君。

○6番（鷺見 馨君） 次の質問に入りたいと思います。

既にいろいろ各同僚の皆さん方が質問されておりますので、恐縮ではありますが、私なりの視点の中で質問させていただきます。町村合併後、8年の実績・成果の検証と今後の方針というような題目で質問させていただきます。

平成11年の地方分権一括法が成立したのを契機に、国により平成の大合併が推進されることにより、郡上市においても大いに議論された中、合併が実現いたしました。今年度で合併8年目を迎えておりますが、あと2年で普通交付税や合併特例債などの特例期限を迎えることになり、重要な時期になりました。

行政を初め、各種団体においても統合、合理化など努力されておりますが、東日本大震災や経済の低迷もあり、依然として郡上市にとっても厳しい状況が続いています。

こういう重要な時期であるからこそ、いま一度合併を振りかえってみる必要があろうかと思えます。郡上も合併を選択したわけでありますので、どのような目的を持って合併に踏み切られたのか、合併したことによりどういう効果があったのか、あるいは想定外がそのうちにあったのか、また合併特例債の消化状況、今後の見込み及び合併10年後以降に普通交付税の削減が見込まれてくると思いますが、これに對しましてどういう対応を考えられているのか、お伺いしたいと思います。

おおむね今までも答弁がありましたけども、重ねて漏れがありましたらお尋ねしたいと思います。市長さん、よろしくお願いします。

○議長（池田喜八郎君） 日置市長。

○市長（日置敏明君） 郡上市が合併をいたしまして今8年目を迎えているわけでございます。昨日も上村議員の御質問に対してお答えいたしましたけれども、大変合併当時、国の財政も地方の財政も大変厳しいというようなこともございました。また、ただいまお話がございました地方分権一括整備法、そうした地方分権改革の中で市町村の行財政体制、その力の充実が求められるといったような問題、あるいは少子高齢化等々のいろんな問題がある中で、平成の合併ということが進められてきたわけでございまして、当時の郡上郡においても、7カ町村関係者がいろいろ御協議をいただいて、合併に踏み切られたということであろうかと思えます。いろんな当時の課題を乗り切るために、その一つの方策として合併というものを選択されたというふうに思っております。

その後の8年間を振り返ってみますと、ただいまお話がございましたように、その後いわゆる三位一体改革というような国・地方を通じての財政の大きな改革があったりして、地方のほうは大変厳しい環境条件の中に置かれたというようなこともございました。

そういう中で、しかし今日まで郡上市においても、懸命の新市づくりというものが進められてきたというふうに思っております。当時七つの町村があった時代の普通会計の財政規模等を振り返ってみますと、おおむね当時の広域行政を含めて400億円ぐらいの体制の中でやってきたものが、今

おおむね300億円というような体制の中でやられているということでございますので、やはり相当合併によるスケールメリットを生かした厳しい財政の中でのやりくりが続けられているというふう  
に思うわけでありませう。

合併特例債につきましては、当時郡上郡7カ町村で合併をいたしますと、総額で258億円の合併  
特例債が使えるということであったわけで、これが一つは合併に踏み切る際の大きな魅力であった  
かと思いますが、今日平成23年度の予算まで含めまして142億円の合併特例債の使用という形にな  
っております。ちょうど258億円の枠に比べますと、平成23年度までで55%という使用率になるわ  
けでありますけれども、まだ116億円ほど枠を残しているという形になりますが、そしてただ10年  
の期間はあと2年間ということになるわけですが、これは一つには公債費負担適正化計画というよ  
うなことで、実質公債費比率が非常に上がってしまったために、やはり合併特例債の使用もある程  
度抑制をせざるを得ないという状況があるというふうに思います。

それからもう一つ、郡上市の場合は市の単独事業を行う際に、例えば合併特例債よりも交付税措  
置の有利な辺地債というようなもの、あるいは合併特例債と同等の交付税措置のある過疎債とい  
うようなものが片一方で使えるという面もあって、今日ただいま申し上げたような使用率になっ  
ているというふうに思います。

しかし、この合併特例債が258億円使えるということが一つの魅力であったわけですから、片一  
方でそういういわばエンジンをぶら下げられて走ったわけでありませうが、片一方で公債費負担適  
正化計画でだめだよというような形になってきますと、本来やはり合併をするときのそうした優遇措  
置というものを十分使い切れないで10年間終わってしまうということは、ちょっと残念な気もいた  
しております。

今この前も申し上げましたが、全国市長会等で今回の被災地以外の市町村においても、まだ使っ  
ていない合併特例債がある場合は、使用期間を15年間ぐらいに引き上げてはどうかというような検  
討、あるいは要望が出ているところでございますが、この辺はよく注目をしながら、あるいは私と  
してはそうしたものが10年を超えても少しあと5年間ぐらいは適切に使用できるような方向とい  
う、現在の市長会等の要望が実現できれば、これを有効に使いたいという気持ちは持っておるこ  
ろでございます。

御承知のように、あるいは御指摘のように、あと2年間で交付税の合併算定がえによる満額の措  
置というものは終了をし、あとの5年間で9割、7割、5割、3割、1割というふう減っていつ  
て、平成31年度ぐらいには現在合併算定がえで増加をしている普通交付税の約30億円程度、ことし  
あたりですと32億円ぐらいになるかと思いますが、それが完全になくなるということでございま  
すので、そうした一般財源の減少のペースにあわせてダイエツトをしていかなければいけないと、行  
財政体制をですな、という課題にしっかりとたえていくよう、今後の行財政改革を進めていかな

ればならないというふうに思っております。

でき得る限り市民のサービス、行政サービスというものを低下したり、縮小したりすることのないようにしながら、この課題をクリアしていくということをやはり念頭に置きながら、この非常に難しい通り道を通っていく必要があるかというふうに思っております、いま一度将来これから10年ぐらいのことをしっかり考えながら市政の運営をしていかなければならないというふうに思っております。

(6番議員挙手)

○議長(池田喜八郎君) 鷺見馨君。

○6番(鷺見 馨君) ありがとうございます。

詳しく説明をいただきましたが、一般の市民にしてみますと、その時期といたしましては、大いに議論をしてこれが一番いい選択やということであったですけども、時世の流れも悪くなりましたが、合併をせんほうがえかったんでないかというような極端な話もあるくらい、また合併をしなくても悠々と過ごすような村も町もあると。しかしそれは合併をした場合はこういうことというような比較の説明もいただきながら、今厳しい中やけども、希望を持てる方法で、若い人が地元、郡上に元気を出せるような方向づけをするのもなかなか厳しいと思いますが、ぜひ御説明いただきながら次の時代を一つさらに検討してほしいと、こんなことを希望いたします。大変な厳しいときでございます。

それでは、以上2点目を終わらしまして、3点目に入りますが、3点目は、昨今の人々の生活、環境が変化し、農業や林業を営む人が減少していると。このため地方と都市との産業における地域格差が生じている。林業、森林組合を初め、林業行政も頑張っておられますが、国県の対応が厳しい中、郡上市も大いに支援はされておりますけども、多くの面積を持つ郡上、山や川、広域的な機能を活用し、地域産業の育成に向けて、ことし県が発表し、来年度から行われようとしている森林・環境税や、将来、消費税などの財源を確保していただきたい。郡上の農林業振興への還元や地場産業の育成、林業の利用、山、川、田んぼ、野生動物との共生に活用することができないか。そうしたことの見通しをひとつ改めて御説明いただければありがたいと思います。よろしく市長さん、お願いします。

○議長(池田喜八郎君) 日置市長。

○市長(日置敏明君) ただいまお話がございましたように、現在、県では森林・環境税という新しい税を創設いたしました、これは県民税の均等割、個人ですと1,000円ぐらい上乗せをすると、あるいは法人ですと2,000円から法人規模によって8万円ぐらいを上乗せするという形の超過課税をすることによって、1年間でおおよそ12億円、とりあえず5年間で60億円の財源を確保して、これをただいまお話がございましたように、これまでの既存事業では及ばなかったいろんな里山保全で

あるとか、生物の多様性の確保であるとか、いろんな環境問題等々に充てようという構想でございます。

現在、県議会のほうでも盛んに議論をされているようでございますし、市町村のほうに対しても意見の照会がございました。私は基本的に適切な財源を確保して、ただいま申し上げたような新しい事業が行えるように、その財源がぜひ市町村のほうへも、あるいは森林部門とかそういう部門へ回ってくるようであるならば賛成だという意見を表明いたしております、アンケートに対してはです。ぜひそういうようなものが、現在非常に厳しい経済情勢の中ですので、なかなか増税問題というのは厳しい議論がまだ県のほうにおいてもあるというふうに承知をしておりますけれども、そういうものがあれば、これを有効に活用をして郡上市の森林・林業の振興や、あるいは自然環境の保全等々といったものに可能な限り活用ができればというふうに考えております。

(6番議員挙手)

○議長(池田喜八郎君) 鷺見馨君。

○6番(鷺見 馨君) ありがとうございます。大変厳しい環境の中でございますが、この自然環境を生かしながら広域的なひとつ機能を発揮するような活動を展開してほしいと思います。

もう一点だけでございますが、今回の東北大震災により原子力発電所の停止を受けて、この夏多くの方の節電・省エネの……

(「時間になりましたので」との議長の声あり)

○6番(鷺見 馨君) わかりました。御無礼しましたが、全般的な課題でございますが、関連して申し上げましたが、こうした環境の中でございますが、ひとつ国県の要望を強くしていただきまして、郡上市の発展のために、さらに御尽力いただきますことを切にお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長(池田喜八郎君) 以上で鷺見馨君の質問を終了いたします。

---

### ◎散会の宣告

○議長(池田喜八郎君) 3日間にわたりまして一般質問、質問いただきました議員各位、また答弁をいただきました日置市長を初め理事者側の皆さん、長時間にわたり御苦労さまでございました。これで本日の日程はすべて終了をいたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

(午後 1時40分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 池 田 喜八郎

郡上市議会議員 金 子 智 孝

郡上市議会議員 上 村 悟